

社会保険未加入対策等に関する最近の取組について

技能労働者の確保・育成を図るため、入札契約制度改革の検討等のほか、以下のような施策について、業界と一体となって積極的に推進。

➤ 公共工事設計労務単価の引き上げを契機とした建設就業者の処遇改善(P. 2)

- ・ 現在、平成25年度公共工事設計労務単価については、①技能労働者が不足している状況を反映するとともに、②社会保険への加入の徹底の観点から、前年度比15.1%引き上げを行い、①ダンピングを防止し、適正な価格での契約、②技能労働者への適切な水準の賃金の支払い、③社会保険加入の徹底について、取組を進めているところ。

➤ 社会保険等未加入対策(P. 5)

- ・ 若年者の入職促進のため、最低限の条件である社会保険未加入対策について、行政、元請企業、下請企業等関係者が一体となって取組みを進めているところ。⇒平成29年度を目途に、企業単位で許可業者の加入率100%を目指す。

➤ 教育訓練機能の強化(P. 8)

- ・ 技能労働者の効果的かつ効率的かつ効率的な育成を図るため、従来からのOJTに加え、富士教育訓練センターをはじめとする職業訓練施設を活用したOFF-JTを推進。

➤ 若年就業者の確保に向けた戦略的な広報活動の展開(P. 10)

- ・ 建設産業一体となった情報発信等を進めるため「建設産業戦略的広報推進協議会」を設置し、特に生徒・学生・保護者・教員に対して建設産業の持つ魅力を効果的に伝える方法を検討。

技能労働者への適切な賃金水準の確保について(平成25年3月29日付け国土入企第36号)

- 平成25年度の公共工事設計労務単価の大幅な引き上げ(前年度比 全国平均約15%, 被災三県約21%)を受け、建設業団体、公共発注者及び主な民間発注者に対し、技能労働者の適切な賃金水準の確保等や社会保険への加入の徹底等を要請

国土交通省と建設業4団体との会合 (4月18日)

出席者

- 【国土交通省側】太田国土交通大臣、鶴保国土交通副大臣、松下国土交通政務官 他
- 【建設業団体側】日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会

大臣発言のポイント

- 設計労務単価の大幅な引き上げを踏まえ、適切な価格での契約、技能労働者への適切な水準の賃金の支払い、社会保険への加入の徹底等が行われるよう、建設業界挙げてのご理解と適切な対応をお願いしたい。



建設業団体の対応状況(抄)

日本建設業連合会

- 4月25日 技能労働者の適正な賃金の確保等について決議(理事会)
- 7月18日 下請企業に対して、労務賃金の改善の要請、労務賃金の状況調査の実施などを決定(理事会)
- 7月26日 中村会長が太田大臣に報告

全国建設業協会

- 4月26日 技能労働者の適正な賃金の確保等について決議(理事会)
- 7月26日 適正な公共事業の執行についての取組の強化等を決定(理事会)

全国中小建設業協会

- 5月29日 技能労働者の適正な賃金の確保等について決議(理事会)
- 8月12日 更なる周知徹底、市町村の現状把握等を決定(正副会長会議)

建設産業専門団体連合会

- 6月4日 技能労働者の適正な賃金の確保等について決議(通常総会)



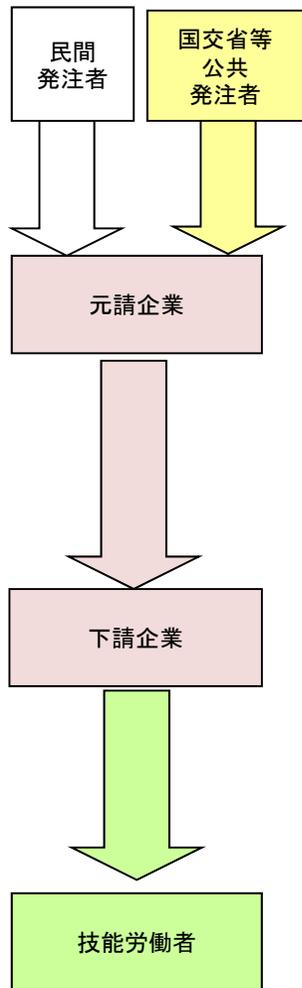
「太田国土交通大臣から建設業団体トップへの直接の要請」フォローアップ会合(10月23日)

- 1/3強の建設企業が4月以降何らかの形で賃上げ(予定含む)を実施。全産業と比較し、建設業、特に鉄筋・型枠・とび等専門工事業の給与が上伸
- 建設業団体からは、相当数の会員企業が下請企業の技能労働者の賃上げに前向き、民間・公共発注者(自治体)の理解が不可欠等の意見
- 今後も技能労働者の適切な賃金水準の確保に向けて取組を加速化することを確認

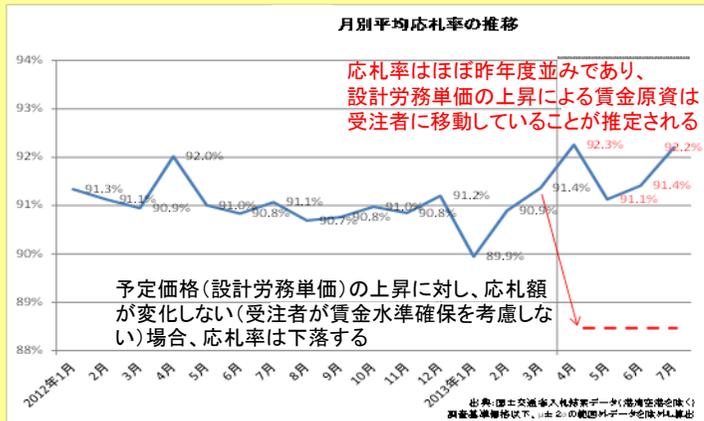
技能労働者の賃金水準確保の現状

—きめ細かな実態調査の中間的とりまとめ結果—

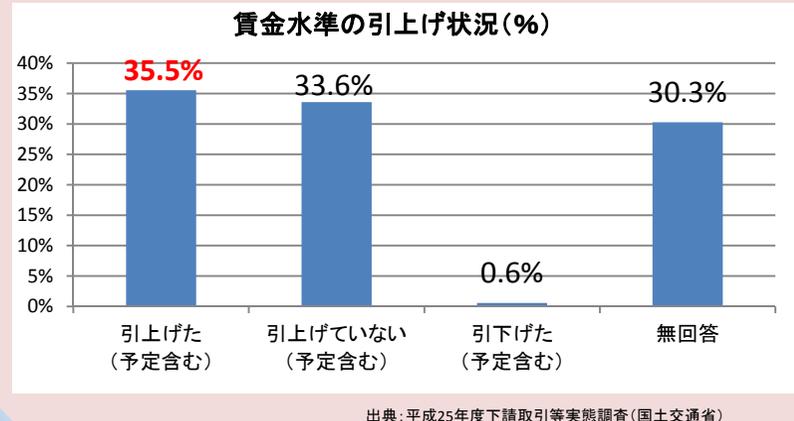
- 発注者→受注者：設計労務単価の上昇(前年度比全国平均約15%、被災三県約21%)により、公共発注者から受注者にわたる賃金原資は拡大
- 建設企業：賃金水準の引上げは道半ば(1/3強の企業が4月以降何らかの形で賃金水準を引上げ(予定を含む))、今後の拡大に期待
- 技能労働者：技能労働者数は横ばいから減少傾向にあり、今後も注視が必要



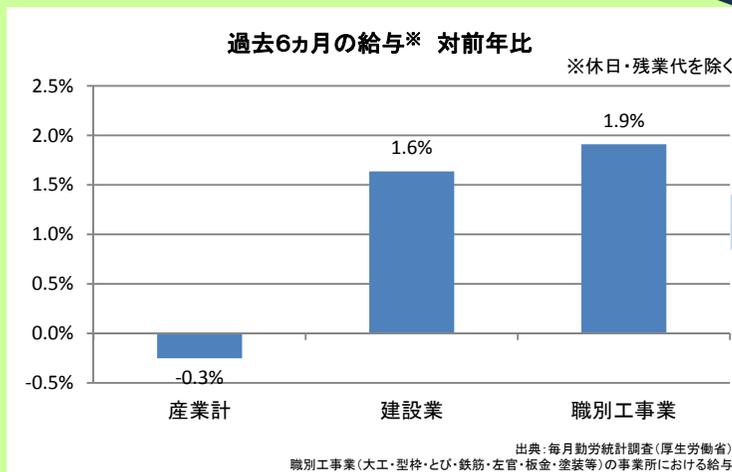
H25設計労務単価の上昇により、受注者にわたる賃金原資は拡大



1/3強の建設企業が、4月以降何らかの形で賃上げを実施



全産業と比較し、建設業、とりわけ鉄筋・型枠・とび等の専門工事業の給与が上伸している



一方、技能労働者数は横ばい～減少傾向 建設業の担い手確保は途上



技能労働者の賃金水準確保の課題と今後

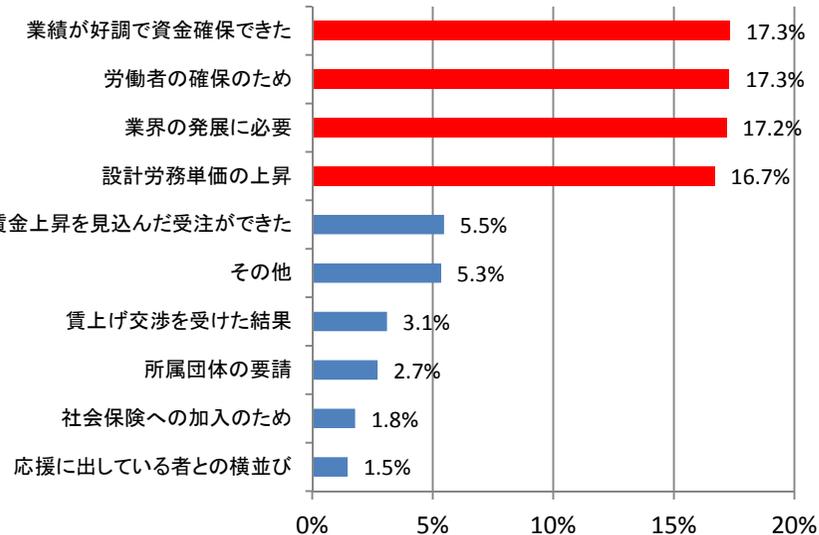
平成25年度下請取引等実態調査(本年6月末までの状況を調査。約1万4千社から回答)における、「技能労働者の賃金水準」に係る調査項目(約1万社から回答)を集計した。

○賃金水準を上げた理由として、人手不足に由来する「労働力確保のため」と並び、「業界の発展に必要」や「設計労務単価の上昇」が挙げられており、これまでの賃金水準の確保の取組が一定程度の成果を上げつつあると考えられる

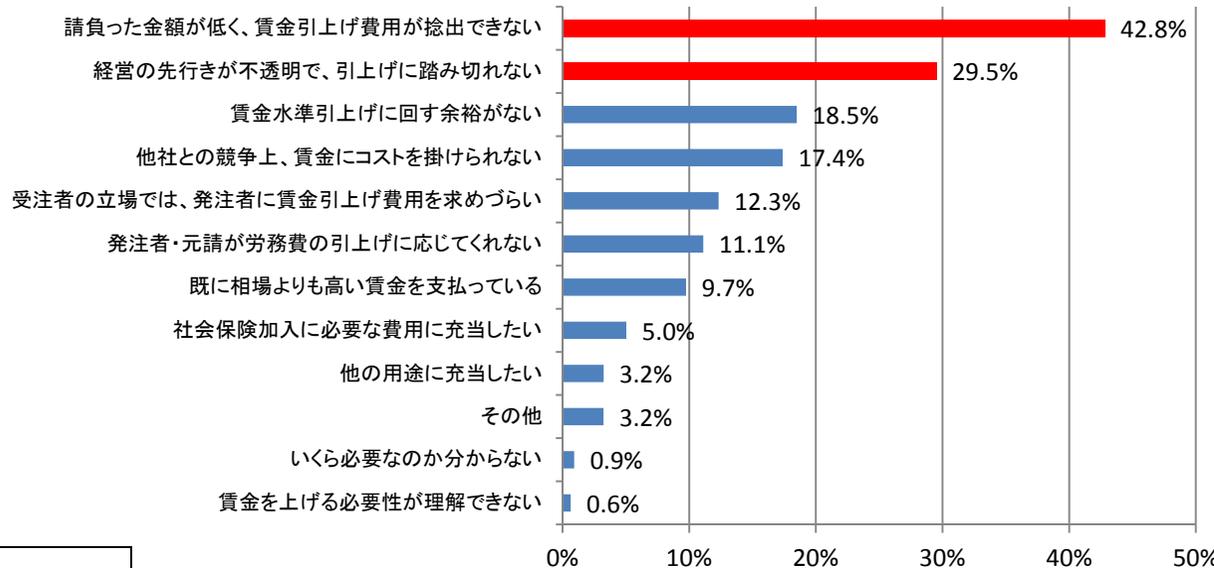
○賃金水準の確保の取組の認知と賃金水準引上げに正の相関があることから、取組の周知徹底を図ることが重要である

○適切な賃金水準確保が可能な請負金額の徹底と、先行きの不透明感の払拭により、賃金水準引上げの障害を取り除く必要がある

賃金水準を上げた理由(複数回答)



賃金水準を上げられない理由(複数回答)



		4月以降技能労働者の給料を上げたか				
		給料を上げた	引上げていない	引下げた	無回答	総計
みを確認しているか	知っている(74.8%)	52.6%	40.1%	0.4%	6.9%	100.0%
	知らない(11.4%)	35.2%	59.3%	1.4%	4.1%	100.0%
	その他・無回答(13.8%)	12.9%	17.2%	0.6%	69.3%	100.0%

賃金水準確保に関する取組を知っている企業の給与引き上げに関する行動

今後の取り組みの方向性

建設産業の担い手確保のため、

○技術労働者の適切な賃金水準の確保のための **取組の更なる周知徹底**

○ **ダンピング対策**の更なる実施

○インフラの整備・維持について、**将来が見通せるよう計画的・安定的に行うことの提示**等の取組が必要。

1. 最近の主な取組

<法定福利費の確保>

- 法定福利費を内訳明示するための標準見積書の一斉活用開始(9月26日)
- 10月1日以降公告の官庁営繕事業において、本来事業者が負担すべき法定福利費相当額(事業主負担分)について、予定価格に適切に反映できるように、複合単価と市場単価の法定福利費に相当する補正を実施

<団体における取組の着実な推進・フォローアップ>

- 第3回社会保険未加入対策推進協議会において、各団体の保険加入促進計画実施状況のフォローアップを実施(9月26日)
- 「太田国土交通大臣から建設業団体トップへの直接の要請」(4月18日)のフォローアップ会合の開催(10月23日)
→ 今後も技能労働者の適切な賃金水準の確保、社会保険への加入徹底に向けて取組を加速化することを確認

<行政における社会保険への加入指導の推進>

- 建設業許可・更新時、経営事項審査時において、社会保険加入の確認・指導、保険担当部局への通報等を実施(確認件数171,565件、指導件数(1回目)19,574件、指導による加入件数4,430件、通報件数1,878件【平成25年9月末時点】)

2. 今後の主な検討・対応事項

- 標準見積書の活用状況に関するアンケート(11月末〆)の結果等を踏まえ、年内に社会保険未加入対策推進協議会WGを開催し、標準見積書を活用した更なる法定福利費確保方策を検討
- 保険担当部局に通報済みの建設業者については、保険担当部局が加入指導等を実施
- 今後、更なる取組の加速化のための方策を検討

行政における社会保険への加入指導の推進(参考)

建設業許可部局による社会保険加入指導状況及び厚生労働省保険担当部局への通報状況
(平成24年11月～平成25年9月まで)

	1回目指導							2回目指導						全加入件数		通報	
	申請等 件数 (a)	指導 件数 (b)	指導率 (b)/(a)	報告 件数 (c)	報告率 (c)/(b)	加入 件数 (d)	加入率 (d)/(b)	指導 件数 (e)	2回目 指導率 (e)/(b)	報告 件数 (f)	報告率 (f)/(e)	加入 件数 (g)	加入率 (g)/(e)	1回目+ 2回目指導 (h)=(d)+(g)	加入率 (h)/(b)	通報 件数 (i)	通報率 (i)/(b)
北海道・東北	22,129	2,062	(9.3%)	375	(18.2%)	337	(16.3%)	547	(26.5%)	160	(29.3%)	123	(22.5%)	460	(22.3%)	270	(13.1%)
関東	45,430	9,326	(20.5%)	1,323	(14.2%)	1,090	(11.7%)	3,928	(42.1%)	882	(22.5%)	756	(19.2%)	1,846	(19.8%)	696	(7.5%)
北陸	8,425	469	(5.6%)	104	(22.2%)	102	(21.7%)	142	(30.3%)	49	(34.5%)	46	(32.4%)	148	(31.6%)	39	(8.3%)
中部	18,221	2,173	(11.9%)	308	(14.2%)	279	(12.8%)	577	(26.6%)	203	(35.2%)	143	(24.8%)	422	(19.4%)	490	(22.5%)
近畿	32,906	3,275	(10.0%)	566	(17.3%)	522	(15.9%)	1,254	(38.3%)	319	(25.4%)	306	(24.4%)	828	(25.3%)	175	(5.3%)
中国	11,195	561	(5.0%)	101	(18.0%)	92	(16.4%)	240	(42.8%)	50	(20.8%)	48	(20.0%)	140	(25.0%)	55	(9.8%)
四国	7,344	328	(4.5%)	111	(33.8%)	91	(27.7%)	121	(36.9%)	58	(47.9%)	47	(38.8%)	138	(42.1%)	15	(4.6%)
九州・沖縄	25,915	1,380	(5.3%)	315	(22.8%)	309	(22.4%)	506	(36.7%)	142	(28.1%)	139	(27.5%)	448	(32.5%)	138	(10.0%)
合計	171,565	19,574	(11.4%)	3,203	(16.4%)	2,822	(14.4%)	7,315	(37.4%)	1,863	(25.5%)	1,608	(22.0%)	4,430	(22.6%)	1,878	(9.6%)

注1) 原則として、1回目指導は、4カ月以内、2回目指導は、2カ月以内の報告を求めている。

注2) 建設業許可部局が行った加入指導に対する加入件数は、上記のとおり、各指導に対し、報告までに原則4カ月(1回目指導)、2カ月(2回目指導)の期間猶予(タイムラグ)があるため、今後、指導に対する加入件数の増加等の変動が見込まれる。

注3) 「通報件数」とは、建設業許可部局が行った、原則2回の社会保険等加入指導に従わなかった建設業者を厚生労働省の保険担当部局に通知した件数。

標準見積書を活用した法定福利費の確保

社会保険等への加入原資となる法定福利費を適切に確保するため、各専門工事業団体が作成した標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書の下請企業から元請企業への提出を本年9月末から一斉に開始(第3回社会保険未加入対策推進協議会(H25.9.26)において申し合わせ)。

1. 問題意識

- 技能労働者の保険加入を進めるためには、法定福利費の確保が重要。
- これまでの取引慣行では、トン単価や平米単価による見積が一般的で、法定福利費がどのようになっているのかが下請も元請も把握できていない。
- このため、見積に当たって従来の総額単価だけではなく、その中に含まれる法定福利費を内訳として明示することで、必要な法定福利費を確保する。

2. 関係者の取組

【発注者】

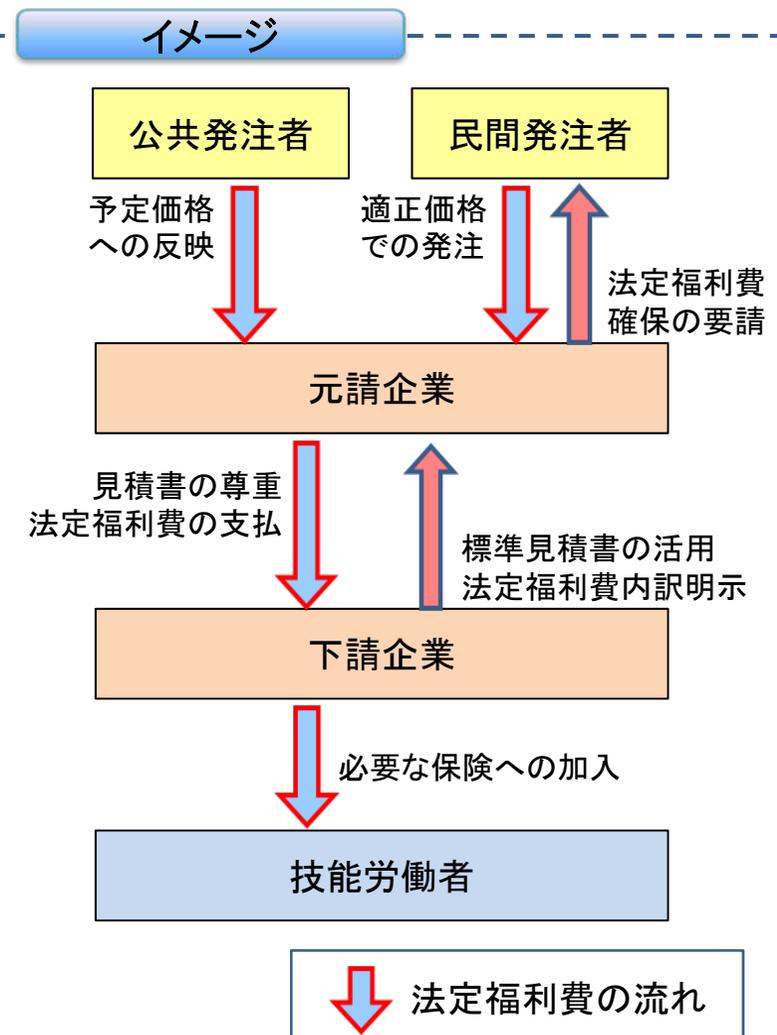
- 直轄工事においては、土木工事の現場管理费率式や建築工事の複合単価・市場単価(事業主負担分)、公共工事設計労務単価(本人負担分)において、労働者全員分の社会保険料を予定価格に反映。
- 国交省や総合工事業団体から、他省庁、地方公共団体、民間発注者等に対し、法定福利費を含む適正価格での発注を要請。

【元請企業】

- 専門工事業者に対し、法定福利費が内訳明示された見積書の提出を指導するとともに、提出された場合は尊重し、適切な法定福利費を支払い。

【下請企業】

- 標準見積書(専門工事業団体作成)の活用等により、法定福利費が内訳明示された見積書を元請企業に提出。
- 技能労働者を必要な保険に加入させる。



法定福利費の内訳明示に係る標準見積書の活用等による社会保険未加入対策の更なる推進について

第3回社会保険未加入対策推進協議会の開催に当たり、過去2回の本協議会における申し合わせを踏まえつつ、法定福利費の内訳明示に係る標準見積書を活用した社会保険未加入対策の更なる推進について、以下のとおり申し合わせます。

一. 法定福利費の内訳明示に係る標準見積書を活用する趣旨

- ・ 社会保険の加入を進めるためには、保険料を払うための法定福利費を確保していくことが必要不可欠であり、標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を提出する取組は、その第一歩として重要です。
- ・ その上で、私たち行政・元請企業・下請企業・建設労働者等の関係者は、この取組は、これで元請企業や下請企業が利益を得るような類のものでは決してなく、就労環境の改善を通じた建設労働者の確保と事業者間の公平で健全な競争環境を構築するために、保険料本人負担分とあわせて、法律上必要な費用を流すだけに過ぎないという認識を改めて共有します。

二. 標準見積書の活用等による法定福利費の確保に向けた関係者の具体的な取組

私たち関係者は、標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を下請企業から元請企業に対して提出する取組を本日から一斉に開始するため、関係者が一体となって、社会保険未加入は許さないとの固い決意をもって、以下の取組を進めます。

- ・ まず、私たち関係者は一体となって、標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を提出する環境づくりにより積極的に取り組みます。
- ・ 元請企業は、社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインに基づく下請企業への指導を一層徹底するとともに、下請企業との契約に当たって、標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう働き掛け、提出された見積書を尊重します。
- ・ 下請企業は、標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を元請企業に対して提出して算定根拠を適切に説明し、適正な法定福利費が確保されるよう取り組むとともに、自社及び外注先の技能労働者を必要な保険に加入させるよう積極的に取り組みます。
- ・ 国土交通省等は、主な民間発注者団体、地方公共団体等に対し、標準見積書の活用等による法定福利費の確保を含め、社会保険未加入対策の推進に係る取組を実効あるものとするための働き掛けを積極的に展開します。

三. 加入促進計画の着実な実行

(略)

平成25年9月26日

社会保険未加入対策推進協議会

1. 施設の概要

- 位置: 静岡県富士宮市根原492-8(富士山の西麓。標高900m)
- 面積: 敷地: 約51,000㎡、建物: 約10,000㎡(実習施設: 屋内約51,000㎡、屋外約25,000㎡)
- 施設保有者: (一財)建設業振興基金
- 運営主体: 職業訓練法人 全国建設産業教育訓練協会

2. 教育訓練内容

- 入職前の若年者教育
- 新入社員への技術・技能に関する教育訓練
- 施工管理者としての技術・技能教育
- 基幹技能者教育 等



3. 訓練実績

- 平成9年の開校から累計で約51万人日

	H9～19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	合計
教育訓練人日	327,972	37,765	35,913	39,798	34,524	38,895	514,867

4. 太田国土交通大臣による富士教育訓練センター視察

- 平成25年7月31日(水)、太田国土交通大臣が富士教育訓練センターを視察し、訓練生を激励した。
- 視察後、太田国土交通大臣から、富士教育訓練センターについて、老朽化対策をはじめとする機能の充実強化について、具体的に検討を進めるよう事務方に指示。



富士教育訓練センターの充実強化の具体化に向けた検討委員会について

1. 趣旨

建設産業においては、技能労働者の確保・育成や、次世代への技能承継を図っていくことが喫緊の課題となっていることを踏まえ、「担い手確保・育成検討会」のワーキングチームとして、学識経験者、関係建設業団体、関係教育機関等からなる検討委員会を設置し、業界の人材育成の拠点としての役割を担っている富士教育訓練センターのハード面、ソフト面からの充実強化策について、遅くとも平成26年度末までの建て替え工事着手を目的として、総合的に検討を進めることとする。

2. 検討事項

- ① 訓練施設の機能分担(訓練機能の集中や連携・協力)
 - ・ 特定の訓練施設に特定の訓練機能を集中させるなど、訓練施設相互の機能分担を進めることについて
 - ・ 技能労働者や技術者に対する体系的な教育訓練、入職促進や新人・中堅向けの教育訓練など、ユーザー(企業や団体、教育機関等)のニーズに沿った内容やカリキュラムとすることについて
 - ・ 三田建設技能研修センターを始めとする他の訓練施設との連携・協力やネットワーク化を進めることについて
 - ・ 教育機関等が取り組む実習教育に対する支援や情報提供を進めていくことについて
- ② 富士教育訓練センターのハード面の充実強化
 - ・ 富士教育訓練センターの位置づけ、機能、研修内容等を踏まえ、必要な施設の再整備、老朽化対策等のハード面の充実強化を図っていくことについて

3. メンバー

- 委員長 : 大森文彦(弁護士・東洋大学法学部教授)
委員 : 学識経験者、建設業団体、関係教育機関、建設業振興基金、富士教育訓練センター
オブザーバー : 厚生労働省、文部科学省、富士宮市、三田建設技能研修センター

4. スケジュール

(平成25年)

- 第1回(8月27日) 富士教育訓練センターに求められる機能・役割についての自由討議
- 第2回(11月20日) 富士教育訓練センターの充実強化の具体化に向けた基本的な方向性について議論
- 第3回(12月頃) 富士教育訓練センターの充実強化の具体化に向けた基本的な方向性をとりまとめ

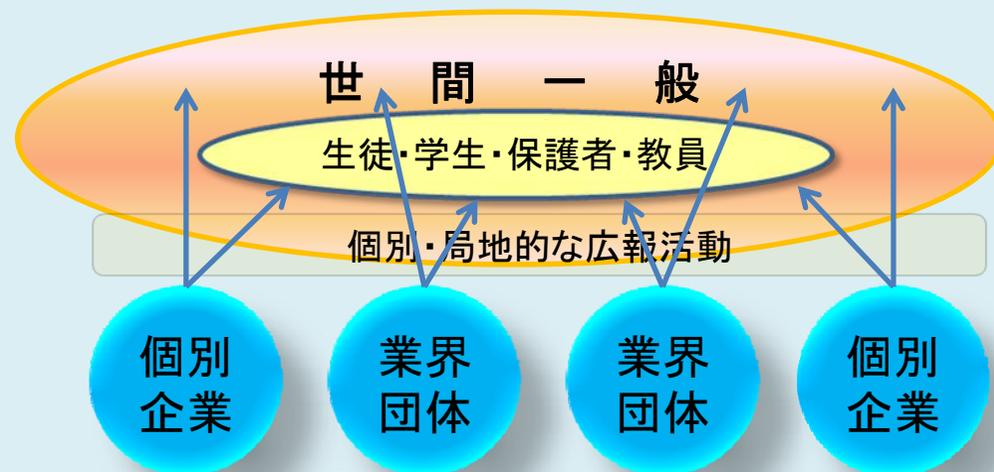
(平成26年)

- 基本的な方向性を踏まえた取組状況について、フォローアップ
- 適宜、「担い手確保・育成検討会」に報告

建設産業における戦略的広報の展開について

[建設産業におけるこれまでの広報活動]

- 企業・団体の創意工夫に基づく個別の取組が展開され一定の効果は得られたと考えられる。
- 一方で、建設産業に対する世間一般のイメージ向上や入職が期待される若者へのアピールという面で充分とは言い難い。



平成25年3月「建設産業の魅力を発信するためのアクションプラン」取りまとめ

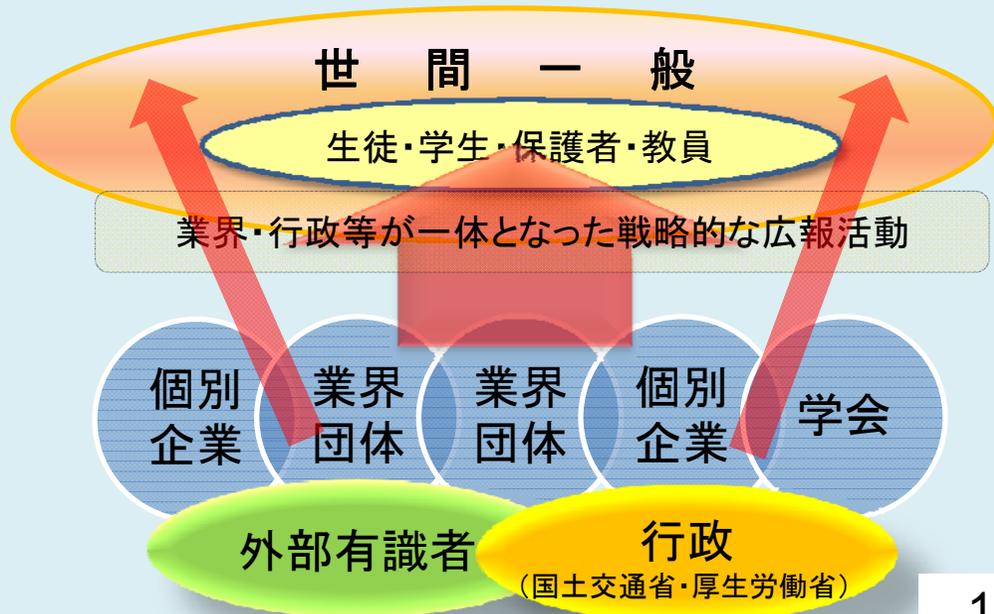
担い手確保・育成検討会
(戦略的広報WT:平成24年9月～平成25年3月)

業界団体・外部有識者・行政(国土交通省)による業界横断的な情報発信の検討

[今後の取組]

- 業界・外部有識者・行政が一体となって戦略的広報活動の具体化を促進。
- 総合HP開設を皮切りに建設産業に対する世間一般のイメージ向上や入職が期待される若者へのアピールに資する取組を強化。
(具体的な取組内容は次頁参照)

建設産業戦略的広報推進協議会
(平成25年8月～)



(国土交通省・厚生労働省)

建設産業における戦略的広報の具体的な取組

建設産業戦略的広報推進協議会の設置(平成25年8月～)

特に生徒・学生、保護者及び教員に対して

建設産業の持つ魅力を効果的に伝えるための建設産業一体となった広報活動を検討

初年度(平成25年度)
の取組

総合ホームページの開設

○企業・団体からの情報提供を受け一元的に情報発信を行う総合ホームページを開設し、これから建設産業への入職が期待される生徒・学生、保護者及び教員を主なターゲットとして情報発信を行う。

※平成25年12月に開設するべく、建設産業戦略的広報推進協議会において検討・準備中。

総合
ホームページ
イメージ



キャッチコピー・ロゴマーク

○業界・行政等が一体となった広報活動の一環として、建設産業戦略的広報推進協議会の取組みに関するキャッチコピー及びロゴマークを作成。

(企業・団体の広報活動における統一的な活用をイメージ。)

※第2回協議会(平成25年10月)でキャッチコピーを決定。「**未来をつくる君たちへ**」今後、当該キャッチコピーを用いたロゴマークのデザインを一般公募により決定する予定。

キャッチコピー

未来をつくる
君たちへ

広報イベントの推進

○いずれ生徒・学生になる子供やその保護者をターゲットとした建設産業に係る広報イベントの実施を推進し、世間一般も含め建設産業への興味・関心を喚起する。

※平成26年8月子ども霞が関見学デーにおける展示の実施も含めて検討・準備中。

広報イベント
イメージ
(建機試乗体験)

